

地方就職支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

地方就職支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、石川県及び石川県人材確保・定住推進機構、石川県内市町から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、いしかわ移住支援事業等実施要領、野々市市地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 在学中に交通費を申請する場合、地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす就職先への就業を行わなかった場合：全額
 - ウ 在学中に交通費を申請する場合、地方就職支援金の申請日から1年以内に移住予定市町に転入しなかった場合：全額
(ただし、申請時に既に申請先市町に住民票がある場合を除く。)
 - エ 地方就職支援金の要件を満たす就業先を、就業開始日から1年以内に辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - オ 転入日から3年未満に石川県外の市町村区に転出した場合：全額
 - カ 転入日から3年以上5年以内に石川県外の市町村区に転出した場合：半額※ただし、オ及びカについて住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

2 同意事項

- (1) 石川県及び石川県人材確保・定住推進機構、石川県内市町が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。（石川県及び石川県人材確保・定住推進機構、石川県内市町は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。）
- (2) 地方就職支援金の支給要件、返還要件等に該当するかどうか確認するために、石川県及び石川県人材確保・定住推進機構、石川県内市町が、住民基本台帳の登録状況等の調査による所在地確認や就業先への調査等による就業状況確認などを実施することに同意します。

年 月 日
野々市市長 宛

(申請者) 住所
氏名